

## 令和4年度 工事請負契約における職種毎の支払賃金の最低額

「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、支払賃金報告書により確認を行った職種毎の支払賃金の最低額は下表のとおりです。

職 種	確認対象者 人数 (単位：人)	最低賃金水準額 (時給) A (単位：円)	支払賃金の最低 額 (時給) B (単位：円)	B - A (単位：円)	公共工事設計労務 単価 (埼玉県) 比
01 特殊作業員	36	2,420	2,420	0	0.80
02 普通作業員	35	2,140	2,140	0	0.80
03 軽作業員	6	1,500	1,642	142	0.88
06 とび工	9	2,730	2,323	▲ 407	0.68
08 ブロック工	1	2,530	2,750	220	0.87
09 電工	9	2,430	2,488	58	0.82
10 鉄筋工	2	2,760	2,850	90	0.83
12 塗装工	1	2,870	2,930	60	0.82
14 運転手 (特殊)	11	2,580	2,699	119	0.84
15 運転手 (一般)	6	2,250	2,360	110	0.84
19 トンネル特殊工	1	3,100	3,750	650	0.97
20 トンネル作業員	1	2,530	3,125	595	0.99
21 トンネル世話役	1	3,410	3,693	283	0.87
25 土木一般世話役	15	2,520	2,600	80	0.83
33 型わく工	1	2,650	2,720	70	0.82
34 大工	1	2,560	2,857	297	0.89
35 左官	2	2,730	2,750	20	0.81
36 配管工	17	2,310	1,960	▲ 350	0.68
37 はつり工	3	2,560	3,000	440	0.94
43 内装工	1	2,830	2,960	130	0.84
47 保温工	4	2,310	2,460	150	0.85
49 設備機械工	1	2,330	3,500	1,170	1.20
50 交通誘導警備員 A	3	1,540	1,571	31	0.82
51 交通誘導警備員 B	9	1,370	1,440	70	0.84

※建設工事等に従事する 51 職種のうち、「上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づく確認対象者がいた職種のみを抜粋して掲載しています。

※**最低賃金水準額**とは、「支払賃金報告書」(要綱第 2 号様式) で報告のあった「支払賃金の最低額」について、調査の対象にすべき額かを市が判断するための目安となる額で、令和 4 年度においては、「公共工事設計労務単価 (埼玉県) (改正発行日：令和 4 年 3 月 1 日)」の 80%としています。

※**公共工事設計労務単価** (改正発行日：令和 4 年 3 月 1 日) とは、農林水産省及び国土交通省が、令和 3 年 10 月時点で施工中の 1 件当たり 1,000 万円以上の工事を母集団として無作為に抽出した 9,740 件の工事に従事する 51 職種 計 87,994 人の支払賃金額を都道府県別・職種別に集計し、算出したもので、各職種における平均支払賃金額とほぼ同額です。